

議 事 録

会議の名称	令和7年度 第1回滑川町総合教育会議
開催日時	令和7年6月2日（月） 15時30分～17時00分
開催場所	滑川町役場 中会議室
出席者氏名	町 長：大塚信一 教育長：上野 修 委 員：岩崎千恵子（教育長職務代理者） 委 員：吉野さつき 委 員：飛田聡保 委 員：中山達朗
欠席者氏名	なし
事務局及び出席職員	総務政策課長 稲村茂之 総務政策課総務担当 武内章泰 教育委員会事務局長 澄川 淳 教育委員会事務局次長 齋藤訓行 教育委員会事務局次長 堀口章子 教育委員会事務局次長 上 武史 教育委員会事務局指導主事 笠原祐介 教育委員会事務局指導主事 大木 勝 福祉課長 宮島栄一
議題	（1）令和7年度滑川町教育行政重点施策について （2）町の教育の現状と課題について （3）その他
議事内容及び結果	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議資料	別添のとおり
傍聴人	なし

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局（総務）	【開会】 皆さんこんにちは。本日は大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。申し遅れましたが、本日の司会を務めます総務政策課長の稲村です。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、ただ今より、令和7年度第1回滑川町総合教育会議を開催させていただきたいと存じます。 なお、この会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されており、すべての地方公共団体に設置が義務付けられています。 それでは、次第に従いまして進めさせていただきたいと存じます。ごあいさつを頂戴したいと存じます。 初めに、大塚町長よろしくお願いいたします。
町長	皆さんこんにちは。ここ何日かですね、天気が目まぐるしい状況ではございますが、今朝はさわやかになりました。今日は総合教育会議ということで、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。総合教育会議は、ご存知の通り、教育の充実と発展を図るために、行政と教育行政の関係者が一堂に集まり協議し、解決策を見出す場とされております。また、教育の透明性や地域のニーズに応じた教育施策を推進することも大きな目的であり、それにより効果的な教育環境の整備を実現することが可能とされております。 現在のデジタル社会が作るスピードある変化が、本当に恐ろしく感じ、変な焦りをなんとなく感じるような毎日でございます。よく、時代が違う、そういったことは若いときに言われました。自分たちも、親や先輩に向かって時代が違うよと言いつつ返したこともあるんですが、それとはちょっと違うような時代の違いを感じる最近でございます。 昨日と本日は、まさに現在を生きる児童生徒の、福田小学校運動会、本日は滑川中学校の体育祭が開催されまして、それぞれの立場で、また置かれた環境の中で、来賓者や地域の方々を魅了する素晴らしいパフォーマンスを見させていただきました。本当に感動する2日間でございます。相当な練習をこなして演技を披露していただいたわけですが、この児童生徒にとって、もっともっと素晴らしい体験をしていただきたいと、そんなことを感じながら運動会、

	体育祭を見てまいりました。確かに、勉強やデジタル対応と大切なときですが、今しか味わえない、体感できない、町の素晴らしさや自然や地域、人の繋がりを、先生や地域の方々の動きや、その言葉から、まさにアナログ的なマンパワーを感じて、今後の学校生活を過ごしていただければというふうに感じております。本日の体育祭の中学生の選手宣誓にもありましたが、彼らは5年に及ぶコロナの関係で、絶望的な行動制限の中から、今の生活をしているわけです。ですから、きっと彼らは強い意志を持って我々の思いに、きっと応じてくれるというふうに感じております。今、埼玉県内でも少子化がどんどん進んでおります。滑川町においても、いずれ少子化のときは来ます。それに対する、特効薬はありませんが、しかし、今の子どもたちにも、滑川町の素晴らしさを感じていただいて、それを将来に向けて頑張っていただければ、少しは少子化対策の一つになるのかなという気持ちを持っておりますので、よろしくご理解いただければと思います。終わりになりますけど、いろいろとお忙しい中、総合教育会議ということでお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。話はまとまりませんが、開会の挨拶に代えさせていただきますと思います。
事務局（総務）	ありがとうございました。続きまして、上野教育長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。
教育長	皆さんこんにちは。お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。また本日は大塚町長におかれましては、公務ご多用の折、総合教育会議を開催していただきまして、誠にありがとうございます。今回は教育委員が、町長をはじめ町の職員の皆様と、滑川町の教育について話し合える貴重な機会というふうに思っています。町長をはじめ、町職員の皆さんと意見交換する中で、相互理解が進み、いろいろな課題についての認識や考えが深まるということを期待しております。それが、滑川町の子どもたちや保護者、教職員にとって有益なものになるだろうというふうに思っています。そんな意味で、本日はどうぞよろしくお願い致します。
事務局（総務）	ありがとうございました。それでは、次第3の自己紹介に移らせていただきます。本年度、町職員の人事異動等もありましたので、先ほどご挨拶いただいた町長、教育長以外の方の自己紹介を行いたいと存じます。それでは初めに岩崎職務代理からお願いいたします。

	す。
出席委員及び事務局	教育委員及び事務局自己紹介
事務局（総務）	続きまして、次第４の議長選出に移らせていただきます。議長につきましては、総合教育会議設置要綱第４条第３項において、会議の議長は、町長をもってあてると規定しておりますので、大塚町長に議長をお願いして、議事の進行を務めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
議長（町長）	それでは、着座のまま進めさせていただきたいと思います。議長ということで、しばしお付き合いをお願いしたいと思います。それでは次第５の議事録署名人の指名でございますが、議長の方で指名したいと思います。吉野さつき教育委員、それから飛田聡保教育委員のお２人をお願い致します。よろしくお願いいたします。
吉野委員、飛田委員	はい。
議長（町長）	それでは早速議題に入っていくわけですけど、これより本会議の公表についてお諮りをいたします。この後の議題については非公開とする情報が含まれていないと思われますので、公開とすることによってよろしいでしょうか。
出席委員	異議なし
議長（町長）	それでは全員の賛成をいただきましたので、本日の会議は公開といたします。事務局にお尋ねをいたします。本日の会議に傍聴希望者はおられますか。
事務局（総務）	傍聴希望者はありません。
議長（町長）	傍聴希望者はいないようですので、議事を続けさせていただきたいと思います。それでは、議題の（１）「令和７年度滑川町教育行政重点施策について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局（教委）

教育委員会事務局学校教育担当指導主事の笠原でございます。私の方からは、滑川町教育行政重点施策について説明させていただきます。

資料の1ページ目をご覧ください。

滑川町教育行政重点施策の基本理念は、1ページ目にもあるように、学んでよかったまちへ「一チーム滑川での教育」「人・まちをつなげ、未来へつながる滑川町の教育」を念頭に、「社会的・職業的に自立し、他者と共生することで、社会に貢献する人」を目指す人間像として重点施策の基本理念にも掲載しております。

1ページ下をご覧ください。こちらは、滑川町教育行政重点施策の目標を3つ掲げております。

目標1：新しい時代を切り拓いていく「生きる力」を育む

目標2：学校・家庭・地域の連携による教育力の向上を図る

目標3：いくつになっても共に学び続けられる環境で、生涯学習を充実し、次世代に引き継ぐです。

その目標実現のために12の施策を設定しております。本日はその12の施策のうち、今年度新たに入れたもの5点の説明をさせていただきます。

1点目は2ページにございます施策4の③の生涯学習の推進についてです。子どもたちが豊かで充実した生活が送れるよう、生涯を通じて教育や文化・スポーツなどに親しむ機会の提供を進めます。

2点目は3ページにございます施策9の①の学校設備の充実についてです。安全・安心で快適な学校を目指し、施設・設備の計画的な改修を図ります。また、教職員が子どもたちと関わる時間や自己研鑽の時間を確保するために、校務支援システムの活用・校務の電子化の推進をして参ります。

3点目は同じページにございます施策10の①の「子ども大学」の充実に向けた支援についてです。立正大学・熊谷市教育委員会・熊谷市・熊谷市商工会・埼玉県農業大学校と連携して子どもの学ぶ力や生きる力を育み、併せて地域で地位子の子どもの育てる仕組みを確立します。

滑川町としては「子ども大学くまがや・なめがわ」を開催し、大学のキャンパス等を会場に大学教授や地域の専門家が講師となり、子どもの知的好奇心を刺激し、講義や体験活動を行って参ります。

4点目は同じページ、施策11の②文化遺産の保存・活用・価値の再評価についてです。

町内に存在する様々な文化財等を、改めて指定するなどの適切な

	保存を実施し、新たに指定となった文化財を展示することで、その活用・価値の再評価を促進します。町内の文化財の中で、その来歴や町の歴史の中の位置づけ等から指定に相当するかを文化財保護委員会・町教育委員会で審議し、審議の結果指定相当のものについて、新たに指定し、教育委員会告示や文化庁への指定届出を行います。指定手続きを経て、新たに指定となった文化財については、エコミュージアムセンターでの展示などを行い、活用・周知を図ります。 5点目は同じページ、施策12の②指導者の育成、資質・能力の向上についてです。指導者や審判員の育成と資質向上を図るため、国・県等で案内される研修や講習の機会の情報提供の充実を図ります。 説明させていただいた以外にも、各施策における主な取組を記載させていただいております。 滑川町教育大綱・第3期滑川町教育振興基本計画・滑川町教育行政重点施策の3つを連携させ、「チーム滑川」として、滑川町の子どもたちの教育を、確実に進めて参ります。 以上で、教育行政重点施策の説明とさせていただきます。
議長（町長）	それでは、議題1の令和7年度の滑川町教育行政重点施策についての説明がありました。本件につきまして何かご意見等、またご質問がありましたらよろしくお願いいたします。 それでは質問も無いようですので、一旦、滑川町教育行政重点施策についてを終わりにして、議題2の教育の現状と課題について議題とします。事務局から説明を受けた後に意見交換という形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
出席委員	はい。
議長（町長）	それでは最初に事務局より町の教育の現状と課題についての説明をお願いいたします。
事務局（教委）	はい。それでは4ページをご覧ください。ここから学校教育担当指導主事大木より説明させていただきます。着座にて失礼いたします。 まず4ページです。町を愛する子どもの育成（目指す子どもの姿）として、地域と一体となって取り組みます。町の子どもは町で育て

てまいりたいと考えております。そして社会的職業的自立し、他者と共生することで社会に貢献する人材を育成してまいります。共に学び、共に育つ「学びの共同体」を目指します。「つながり」をキーワードとし、様々な人と人をつなぐことのできる環境を整えていきます。そして、子どもたちの「滑川町」への郷土愛を育成できればと思います。詳細につきましてはこの後説明させていただきます。

続いて5ページをご覧ください。基礎的生活習慣の見直し（目指す子どもの姿の実現）。3つの合言葉を作成し、人として身に付けるべき生活習慣を確実に身に付けることができるように取組を進めております。子どもたちが基礎的な学力を身に付け、豊かな人間性を育むためには、子どもの基本的な生活習慣の定着が欠かせません。そこで、令和3年度から家族で大切にすべきことを「元気・学び・会話」とし、3つの合い言葉を作成し取組を進めてきました。この合言葉のもと、滑川町の子どもたちを育てるためには「支えと見守り」が大切です。子どもに関わるすべての団体だけでなく、保護者を巻き込み、引き続き生活習慣の向上に努めていきたいと考えております。具体的にはリーフレットを作成し啓発をしております。令和7年度の目標は、「朝ご飯を食べない子ゼロ」「1ヶ月に1冊も本を読まない子ゼロ」「ゲーム・スマホ、携帯電話の1日の使用時間3時間以上の子ゼロ」としております。

続いて6ページをご覧ください。地域と共にある学校（目指す子どもの姿の実現）。変化の激しい時代を生きる子どもたちにとって、子どもたちに求められる力は、多様な経験、多様な人材、多様な学びです。そのため、学校教育を核として、地域の社会教育や家庭教育との連携・協働することで子どもの成長を支えていきます。学校運営協議会については、令和3年度より滑川中学校にて開始し、令和5年度には福田小学校が開始、昨年度からは、宮前小学校と月の輪小学校が開始しております。町内全校で実施が実現し、さらに地域と学校が結束し滑川町の教育を進めてまいります。

地域の人材を学校教育に生かすためには、地域に住む方を教室に招き一緒に活動を行うことが大切です。「子どもたち」学校の環境整備のお手伝いをいただくことで、地域の人材の力を教育に生かしていくとともに、地域の方にも学校のために役立っているという充足感が生まれ、より一層学校も地域も元気になり結束が増す結果となります。

また、中学生ボランティアについても「自らを磨き、地域を活性

事務局（教委）	化させる中学ボランティア」として、地域連携を踏まえ、中学生が地域へと飛び出していくことのできる一助になればという取組で行っております。 7 ページをご覧ください。学びを支える環境作りについては笠原の方から説明いたします。（１）教職員の負担軽減のための条件整備ということで、目的についてはこちらにあるとおりです。具体的に町としては、小学校における専科指導教科担任制の推進を進めております。小学校にて専科指導を導入しております。小学校の外国語では英語専科の教員と ALT による専門的な教育が、理科においても各校、理科専科教員による授業が行われています。児童も専門的な教育を受けることで、自らの考えをより深めることができます。（２）教職員の働き方改革の推進について、目的についてはご覧のとおりとなっております。具体的には、教職員の働き方改革の推進を進めております。時間外勤務時間の縮減、年休取得の啓発、健康リスクの軽減を目指し、諸表簿の電子化、計画年休・記念日年休の実施、会議資料のペーパーレス化、閉庁日の拡大、定時退勤推奨ウィークの活用、学校・保護者間連絡ツールの活用、学校徴収金のキャッシュレス化等を実施しており、教職員の負担軽減を図ると共に、子どもたちとの関わる時間を確保することを大切にしています。
事務局（教委）	8 ページをご覧ください。（３）滑川町教育相談部会の充実を実施していきます。資料の図にあるように、行政、小中学校教育相談部、校外の各機関で連携し、情報共有はもちろん、町ぐるみで支援が必要な児童生徒の対策を進めております。 各校において、教育相談担当教員や SSW の活用、SC、さわやか相談員と連携を取り、不登校対策を進めており、小学校・中学校とも、SSW の活用を図り、登校刺激を与えることだけでなく、福祉の面からも家庭をフォローすることに取り組んでいる。児童生徒本人の問題ではなく家庭全体、また、学校だけでなく町全体で支援の体制を整備して対応を行っております。 中学校では、学習支援室「つぼみ」を開設して今年度で５年目になります。この「つぼみ」は、不適應の要因の１つである学力の悩みを解消するためと、教室に入れないという不安への対応のため、新たに設置したものであり、町費教員を１名増員していただき、今年度は町費教員２名体制で開設をしております。

	「つぼみ」は効果的に活用されており、教室にはなかなか入れなかった生徒が、数十分から半日利用し、また、給食も「つぼみ」で摂り、ほぼ1日学校にいたることができるようになった生徒もあり、効果的な活用がなされております。
事務局（教委）	9 ページについては笠原が説明させていただきます。 （４）各種計画の策定ということで、令和7年度については、町の第6次総合振興計画の策定年度となり、同時に策定される教育大綱を併せて参酌し、教育委員会としても各種計画を進めてまいりたいと思っています。図の①番から④番が現在計画中的のものでございます。その他にもセキュリティポリシーや働き方改革基本方針等、各種ガイドラインの見直し、部活動の地域移行、また GIGA セカンドへの取り組み、ミヤコタナゴの自然復帰計画等もあわせて進めてまいるところでございます。
事務局（教委）	それでは 10 ページからは教育総務担当斎藤よりご説明させていただきます。 各小中学校での課題と今後の取り組みということで、まず、4校1園全ての共通の課題といたしまして、施設の老朽化による対応が必要不可欠となっております。各施設につきまして現在は、破損箇所について修繕を重ねながら、維持管理に努めておりますが、この対応にも限界があることから、各施設の長寿命化改修を今後進める必要が出てくると考えております。また、長寿命化改修を進める際には、各種補助金の活用など、財源の確保に努めながら、来年度以降の施設の改修に繋げてまいりたいと考えております。 それでは、宮前小学校からご説明させていただきたいと思えます。宮前小学校では、課題となっております、老朽化した浄化槽の入れ替え工事、こちらにつきましては、今年度予算化され、今後工事を進めていくことが決まっております。築年数が50年を超えており、劣化状況も他の施設と比べて高い、体育館につきましては既存施設の長寿命化改修ではなく、新たな体育館の建設計画を策定し施工する必要があるというふうに考えております。また、既存の体育館につきましては、災害時の避難所として指定されている施設でもございますので、今年度、他の学校については、空調が整備されると聞いておりますが、宮前小学校については改築の関係を考慮し、既存の体育館に空調設置の予定がないことから、既存施設に対して仮設の空調設置も検討する必要があると考えております。次に

老朽化に伴い使用できなくなった既存のプールにつきましては、今後解体および跡地の利活用が検討課題となっております。こちらはやはり現在でも、駐車場が狭小となっているため、施設利用者や、学校利用者の駐車場等で検討していく必要があると担当としては考えております。導入から3年目を迎えたスクールバスの委託、また水泳指導の委託、こういった業務も、安定的にまた安全に、委託ができるよう業者と連携しながら対応したいと考えております。

次に11ページです。福田小学校です。福田小学校も、他の学校と同様に、築50年を迎える校舎並びに築40年を超える体育館の老朽化が課題となっております。こちらも長寿命化改修が必要となっておりますので、予算の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。また、こちらもスクールバスの運行事業を実施しておりますので、安定的、安全に運行ができるよう業者と連携して対応していきたいと考えております。また特色ある教育活動を提供するため令和5年度から特認校として町内の他の小学校からも福田小学校に通えるようになっております。この特認校制度を生かしまして、児童の社会性の育成につなげてまいりたいと考えております。今年度も継続しております放課後子供教室や里山プロジェクト、こういった特色ある取り組みを通しまして、地域連携をより一層推進していきたいと考えております。

続きまして資料12ページの月の輪小学校になります。月の輪小学校は比較的新しい施設ではあるものの、建築後15年が経過しており、やはりこちらも大規模なメンテナンスまた長寿命化改修が必要となっていると考えております。部分部分で修繕が必要となっておりますので、早めに大規模な改修をさせていただいて、長く使えるように施設を維持管理していきたいと考えております。また、町民サービスの充実を図るための、特別教室やプールといった施設については一般開放の取り組みも検討し、さらにコミュニティスクールを導入することで、学校運営に地域の声を積極的に導入して、地域と一体となって特色ある学校作りを進めていくことを検討していきたいと考えております。

続いて13ページが中学校になります。こちらも施設の老朽化ということで、特に築50年を超えた体育館につきましては劣化状況も高く長寿命化改修の検討が必要となっております。また中学校に関しましては今後、生徒数が増加することが予想され、さらに特別支援学級を希望する生徒数も増加している、こういったことを考慮しますと、教室の確保について課題となると考えております。その

事務局（教委）	他、多様化する登校生徒への支援、部活動の地域移行、こういったことも今後、教育委員会も含めて検討する必要があると考えております。 最後に資料 14 ページの滑川幼稚園になります。再三申し上げておりますが、こちらの施設も長寿命化機能向上のための改修が必要になっております。また、保育のニーズが多様化する中で、公立幼稚園としての存在意義を考えて、どこに特色を見いだして保育の充実と園児の確保に繋げるかが課題になっていると考えております。 教育総務担当といたしましては、子どもたちが安全で安心して生活、学習ができるように、建物や子どもたちを取り巻く全ての環境に着目いたしまして、それぞれの学校の特色に合わせた整備を行っていきたいと考えております。また、災害時の避難場所という役割にも着手しつつ、機能性・安全性のより一層の充実を目指し、町財政状況を念頭に入れた計画的・効率的な整備・維持・管理を実施してまいりたいと思います。 以上、雑駁ではありますが説明とさせていただきます。 15 ページから 7.各担当の取組状況ということで、生涯学習担当堀口より説明差し上げます。生涯学習担当では、既存事業の継続、充実を目指し、事業を進めていきたいと考えております。いくつになっても共に学び続けられる環境を目指し、生涯学習を充実し、次世代に引き継ぐことを目標といたしまして、様々な事業を開催します。取組内容として、生涯学習、公民館活動に分かれ、関係機関との連携により行っています。生涯学習、「社会教育委員の活動」です。「チャレンジキッズ」を年に 6 回、「親子ナイトハイク」年に 1 回開催しています。その他に、こどもまつりでの「こどもカフェ」の運営を行っています。（小学校 5，6 年生、16 名）その他、年 2 回の社会教育委員会、県、比企での研修会、会議等に出席をいただいております。「平和啓発活動」といたしまして毎年総務課と共催の「戦争と平和を考えるパネル展」「ピースバスツアー」がありますが、令和 7 年度は「戦後 80 年の節目の年」といたしまして総務課と共催で「平和の絵コンテスト」を開催することとなりました。在住、在学の方を対象に、令和 7 年 6 月 16 日～7 月 25 日まで募集を行い、8 月 7 日～23 日に開催するパネル展にて展示する予定です。次に、「青少年教育」といたしまして、「10 代からのメッセージ」をはじめとした事業をおこなっております。子ども大学は、熊谷市、立正大学との共催で、放課後子ども教室（令和 4 年 5 月か
---------	---

ら・4年目)は、福田小学校にて開催しています。ボランティア育成講座は滑川中学校生を対象に、社会福祉協議会と共催にて行っているものです。「家庭教育事業」といたしまして「家庭教育学級」「親の学習」こちらは、各小学校の就学時検診時において講師の方と家庭教育アドバイザーをお願いして行っております。「寿学級」は老人クラブ高齢者へ年2回、講和、人権学習等を高齢者向けに13集会所にて出前講座を行っております。講和、人権学習DVD視聴、健康運動指導士の活動を行い、集まる機会と、地域連携を目指しております。公民館活動としては、主に公民館教室、こどもまつり等をはじめとした各イベントを開催しております。「公民館教室」は、「いくつになっても学べる機会があることにより、町民の学習意識や知識の向上、仲間作りや生きがいに繋がることを目的」とし、前期と後期に各5～6教室、夏休みにこども公民館教室を開催し、公民館教室をきっかけとしての新規のクラブ・サークル活動の設立も支援しております。「各イベント」としては「子どもまつり」をはじめとした各イベントを行い、地域の方の交流、文化芸術活動の推進等、公民館活動の充実を目指しています。中でも小学生を対象として郷土かるた大会は毎年参加者を増やし、参加者は200名を超えております。

16ページをご覧ください。「生涯スポーツ担当」のご説明をさせていただきます。こちらは、スポーツ・レクリエーション活動の推進を目指し、町民の健康の保持と体力の維持向上、施設利用希望者等に情報を提供し、体育施設利用の充実化を図っております。スポーツ推進委員、関係団体と担当の連携により、各スポーツ・レクリエーション事業を行っています。スポーツ推進委員は、町のスポーツ振興を図るために各行政区より1名選出の15名。全町域から選出2名の女性委員 計17名です。

主催・共催事業としては「グラウンドゴルフ大会」をはじめとした事業があり、中でも「駅伝競走大会」は、町とスポーツ推進委員、スポーツ協会、町スポーツ少年団との共催によるものです。(また、スキースノボ教室も、推進委員、スポーツ協会の共催となっております。)滑川町スポーツ協会は、競技団体の加盟費と町補助金等により、競技部・支部(15行政区)で「町スポーツ祭」をはじめとした、各種事業が実施されています。「施設維持管理・貸出」といたしまして「総合グラウンド」「総合体育館」「文化スポーツセンター」等を行っています。

中でも、「文化スポーツセンター」の空調設置は、令和7年4月

事務局（教委）	で電成社と契約し、6月中には設置完了の見込です。 また総合体育館の改築の検討があります。当初、総合体育館は耐震化を予定しておりました。ただし、耐震化にも費用が高額となるため、コミュニティセンターを含めた複合施設化での建て替えの方針で検討されてきた経緯がございます。コミュニティセンターの単独での建て替えが決定したため、単独での建て替えをするのか、今後の進み方の検討が必要となります。また総合グラウンドの夜間照明、ナイターでございますが、現在はまだ水銀灯となっております。一部、西面の照明で切れてしまっている箇所がある。付随するナイター照明のカードシステムも近年の異常気象の影響か、不具合が多い。LED化を検討したいが、現在いただいている見積は約9,000万円。活用できる補助金を確認しているが、現状、活用できる補助金はない状態です。 ご説明といたしましては以上となります。 教育委員会事務局 次長兼主席主幹 文化財保護担当 上でございます。私の方からは、文化財保護担当および図書館担当について説明させていただきます。 資料の17ページをご覧ください。文化財保護担当についてです。文化財保護担当は、エコミュージアムセンターにおいて、「文化財保護事業」、「文化財活用（普及・啓発）事業」、「エコミュージアムセンター事業」を展開しています。 「文化財保護事業」の「試掘調査」は、各種開発行為や個人住宅建設に先立ち、埋蔵文化財の所在確認のための試掘調査を実施し、埋蔵文化財の所在状況の把握に努めています。 「発掘調査」は、試掘により発見された遺構・遺物について保護が出来ず工事などにより破壊される場合に記録保存するため調査を実施するものです。既調査分も含め「発掘調査報告書」を刊行することで文化財を記録として残し、今後の周辺の開発対応や町の歴史を知る基礎資料として活用を図るものです。 「指定文化財」は現在、国指定1件、県指定4件、町指定32件の合計37件と地域を定めない国の天然記念物のミヤコタナゴがあります。これら指定文化財の保護に努めます。 「文化財活用（普及・啓発）事業」の「比企巡回文化財展」は、比企地区文化財振興協議会構成市町村でテーマに沿った遺物、資料などを持ち寄り、巡回展示します。 比企地区文化財振興協議会主催で、比企郡内に点在する「文化財
---------	---

巡り」を実施します。

古文書講座等、文化財関連講座を実施します。

収蔵資料や新規指定文化財の「独自企画展」を計画します。

泉福寺にある国指定重要文化財 木造阿弥陀如来坐像について、事前申請を受け、公開します。

町史編纂の準備を進めます。

これらの事業により、文化財保護意識の普及・啓発を図ります。

「エコミュージアムセンター事業」では、ミヤコタナゴの保護・繁殖を行い、個体数確保に努めます。

ザリガニ釣りなどのイベントを開催し、外来種の防除に努めるとともに、来館者の増加を図ります。

ミヤコタナゴを通じ、自然・文化の保護意識の周知・啓発に努めます。

森林公園や学校などの関係機関と連携し、以下の取り組みを通じ、ミヤコタナゴの野生復帰を目指します。

①水槽及び観察池での自然繁殖を試みます。

②放流候補地での貝等の調査を行い、環境整備を計画します。

③町の特色である里山の自然環境を、地域連携して活性化することを目的とした、里山プロジェクトと関連付けて推進します。

里山プロジェクトでは、以下の取り組みを計画・推進します。

①森林公園内の沼の生き物水質調査を児童生徒のボランティアとともに月1回行い、1年間の活動を通じ、感じた・調べたことの発表会を行います。

②「竹であそぼう！」や「外来種捕獲大作戦！」といった沼でのイベントを実施します。

文化財保護担当の課題としては、エコミュージアムセンターや文化財整理室、文化財収蔵庫などの施設老朽化が進行し、腐食したウッドデッキなど危険箇所もあるため、修繕費用の確保が課題となっております。

以上で、文化財保護担当の説明とさせていただきます。

資料の18ページをご覧ください。図書館担当についてです。滑川町教育行政重点施策の滑川町読書活動推進計画に基づき、町内各施設や近隣市町村図書館と相互に協力し、また各種事業を計画し、図書館運営を行っております。

資料18ページの左上の黄色い四角形の事業「団体貸出」は、滑川幼稚園・町内の保育園・学童保育施設・小中学校と連携して図書の貸し出しを行います。

続いて左回りで、1つ下の「ポップコンテスト」は、小中学生を対象におすすめの本の紹介カード“ポップ”を募集します。また募集と併せて、立正大学熊谷図書館の協力のもと、ポップ作り教室を開催します。コンテストの審査は、立正大学熊谷図書館、町内の3つの小学校と中学校及び滑川総合高校の協力を得て実施します。

その下の「ブックスタート」は、保健センターで実施している4カ月検診時に、赤ちゃんとその保護者へ絵本の読み聞かせの体験と、絵本のプレゼントをします。令和7年度より図書館担当事業となり、保健センターや読み聞かせボランティア団体と連携して実施します。

「おはなし会」は、読み聞かせボランティア団体の協力を得て、絵本・紙芝居などの読み聞かせを、毎月行っております。0歳から2歳対象のおはなし会、3歳以上対象のおはなし会、七夕やクリスマス等の行事に合わせたおはなし会等、多様な形で実施しております。月に2回ペースで行います。

「図書館広報」は、図書館だより、図書館 HP、町公式 LINE、広報なめがわを用い、情報を発信します。

「電子図書館」について、東松山市、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町と共同で「比企広域電子図書館」を運営しています。子どもの読書活動を推進するため、電子図書館の「学校連携」を令和6年度より実施しております。

図書館を身近に感じてもらうため、「各種イベント」を開催します。「図書館まつり」は11月3日文化の日の滑川まつりの日に開催し、古本市・おはなし会などを行っています。

「夏休み図書館員体験」は、小学4年生から6年生が図書館員を体験することで、より図書館に興味・関心を持ってもらいます。

「読書感想文教室」は、小学生を対象として読書感想文の書き方の指導を行います。

「読み聞かせボランティア養成講座」は、読み聞かせやボランティアに興味のある方を対象とし、基本的な絵本の読み聞かせ等を学べる講座です。

図書館担当の課題としては、古くなった本を除籍するなどの蔵書整理をし、複数人で継続して蔵書整理を行える体制づくりが課題となっております。また、読書活動推進のため、より地域の様々な施設との連携に取り組んでいくことが重要であると考えております。

以上で、図書館担当の説明とさせていただきます。

議長（町長）	それでは、今、事務局の説明が終わりました。 この後は意見交換という形にしたいと思います。 それでは、教育委員会委員の皆様から何かご意見・ご質問はございませんか。
中山委員	はい。こちらの資料の7ページですね。令和の教職員の負担軽減の条件整備、直接的支援、教職員の働き方改革の推進、15ページの部活動の地域移行と関連することなんですけれども、今小学校中学校等でいろんな問題があるかと思うんですね。そんな中で義務教育は指導主事がずいぶんこう出てくるんだな、前々から気になったんですね。指導主事の本来の仕事っていうのは苦情処理じゃなくて、先生方の学力の向上、あるいは学校経営という部分で、サポートしていくのが本来の業務じゃないかと。何かにつけて、教頭先生、校長先生からっていうと指導主事が出ていく、違うんじゃないかなと思いますね。何が言いたいかっていうと、そういった部門・部署を新たにですね、町の会計年度っていうんですか、町のそういった部分で、検討を始めてもいいんじゃないかなと思うんですよね。本当に義務教育ではこんなに学校の問題に対して指導主事が出てくるのかなっていうのが率直な感想です。よく言いますけど、苦情処理担当とかですね、これは仮称ですが、そういった部分を、町の方で予算化しておく、配置するというようなことも検討してもらった方がいいんじゃないかなと思うんですね。逆に言えば、滑川町がそういった本来の指導主事の姿っていうものをきちっとできれば、町として大きな発信になってくると思うんですね。ですからそういった部分も研究ではなくて、是非、令和8年度から配置するというような形で検討を進めていただきたいというふうに思います。その分、指導主事の皆様は時間があるのだから本来の部分で、しっかりとしたものを作り上げてもらってやってほしいというのが、教育委員としての私の率直な見方です。
議長（町長）	それではそういったご意見をいただきましたけども、よろしいですか。
事務局（総務）	検討します。
議長（町長）	実際そういう話も出てくると思うんですけど、いろいろ予算的な問題もあがってくる中でやってると思うんですけど、今出されたこ

吉野委員	とについて、事務局の方としても考えてもらいたいと思います。 他にありますか。 学校の先生たちの負担軽減。やはり、今負担となっていることが多いんですよね。特に管理職の先生たちは全部問題があると話を吸い上げているんだろうとは思いますが、それにしても、電話での苦情処理も校長先生がしたりとか、家庭訪問に関わることも管理職の方はやはり多いので、中山委員がおっしゃったように、どこでも助けが求められるような、学校側からもSOSが出せて、解決の糸口になる。そういうところの設置を行っていただければいいかと思います。やはり保護者の方たちも学校には相談はしてるんですけど、なかなか進まないということもあります。あともう一つ、中学校を卒業してしまう、義務教育を卒業してしまうと、やはり滑川町というところから離れてしまう場面が多い。高等学校入ってしまうと、中学校の方でもわからない。福祉課とか、教育委員会はもちろん、その先がわからない。けれど迷われてる子どもたち、まだ実際には子どもなので、そういう子たちもできれば拾い上げられるようなセクションになっていただければいいなと私の方では思いますので、ぜひ検討をしていただいて、そこら辺も含めて、そういった若者も滑川町のこれからを、もしかしたら背負っていただけるような子たちになるかもしれないので、よろしくお願いします。
教育長	非常にいろいろ問題が複雑化している中で、これまでの体制だと厳しいというのは実感としてある。県でもやはりそういうセクションを設けたりとか、そういう話はあるんですよね。例えば苦情処理だったら、その専門家、誰が専門家として必要なのかということも含めて、やはり検討してほしい。
事務局（総務）	貴重なご意見として、頂戴いたします。
議長（町長）	はい。他にありますか。
岩崎委員	はい。多分今の現場の先生たちも、いろいろな問題があったら、学年でまず話あっていうふうにしてるんだと思うんですけど、それでもやはり業務もたくさんあり、問題の対応をしていて、しかもそんなこと考えてもみなかったみたいな、新しい何か複雑怪奇なことも盛り込まれてきていて、働き方改革をいろいろなところでしては

	いるんだけど、まだまだ先生たちがゆとりを持って子どもたちに向き合って関わって、そして保護者に向き合って関わってっていう時間が生み出せてないんじゃないかなというふうに思いましたので、教育委員会の中にも人材が増えたらいいなと思いますし、もちろん、予算の方は、分かりませんが、率直に人員が増えたらいいなと思いますし、学校現場も、なんかゆとりができるためのハードなところも大事だけど、そういう人材の方が少し増えていくといいんじゃないかなって思いました。以上です。
教育長	現場もいろいろ工夫しているんです。先ほど指導主事から説明があったように、かつて小学校というのは全教科担任制だった。それを教科間担任制に、特に高学年を中心にすることによって、先生のゆとり時間を増やしていくっていうことも、そういう工夫もやっているんですよ。だけどそれでは追いつかないっていう、そういうお話です。
事務局（総務）	検討させていただきます。
議長（町長）	次、どうぞ。
飛田委員	10 ページに、生涯学習のことで学校教育とか子どもの教育だけじゃなくて、町民の方が学習する機会っていう公民館事業などもあると思います。ちょっとそれた話になるかもしれませんが、昔、滑川と東松山と吉見が合併をしようっていう話が出てるときに、吉見で、フレサよしみを作った。どういう流れだったか私もわからないんですけど、ただ、これも私も聞こえてくる話なんで、確かな話じゃないかもしれませんが、そういうフレサよしみっていうものを作ってしまったからには、ある意味収益を上げるというか、効果を出していかなきゃいけないっていう中で、多分いろいろ芸能イベントをやったりとか、講演会をやったりとか、いろいろな催し物をホールなんかでやってると思うんです。それが最終的に行き着くところ、町民の生涯学習というか、いろいろな町民がその芸能芸術に触れるっていうところに繋がっていくのかなと思います。ただ、フレサはまだ新しいので、老朽化っていうところには直面してないと思うんですけど、聞くところによると、リリック小川のホールの方はもう解体に入るという話も聞いてます。結局そういう箱物を作ってしまうと、維持管理というところで大変なのかなと思うんで

	す、まだ。比企郡の中を見ると、東松山はいくつかホールがありますし、フレサなんかもそうですけど、嵐山はヌエックですか。ちょっと遠くなっちゃいますけど、ときがわだとアスピアとかせせらぎホールといったところ、そういうホールの的なものがあるのかなと思うんです。滑川にそういうところあるかなっていうと、一応コミセンで講演会を開いたりとかやってますけど、常設した座席のホールみたいなものはないのかなって思っています。逆に 16 ページに、総合体育館の改築の検討ってあるんですけども、せっかく体育館を改築するという話が出て進んでしまうと、なかなか、路線変更は難しいのかなと思いますので、例えば、アスピアだったかな、座席がスライド式で座席をしまおうと体育館として使えるような仕組みもあったりして、埼玉成恵会の予防接種会場だったところも実はイスを出すと、ホールになるようになってるんですけども、そういった形でただ単に体育館っていうだけじゃなくて、そういうホールのな階段状の座席とステージってことができるような施設も検討し、やはり別でホールもってなると、作る場所を探さなくてはいけないじゃないですか。そうするとまた別に作るとなると、それなりに費用がかさむと思うので、やはり予算とか町の意向もあるのかなと思うので、その辺も含めて生涯学習という面から検討していただけたらと思っています。
事務局（教委）	やはりホールは他の市町村、近隣を見るとどこでもありますので、滑川でもあればいいかなと思います。今、コミセンの方は基本設計が終わって、これから実施設計に入って行きますけど、コミセンには今回ホールは、今のところ予定はありません。これについて今回は整備されない予定です。それで、体育館の改築なんですけれども、もともと体育館の改築は耐震的にちょっと不備があって耐震補強をするとなったときにあまりにもお金がかかりすぎるので、改築が視野に入ってきます。その中で複合施設を考えてコミセンや図書館が複合施設の候補となって検討の課題があったんですけど、コミセンが今回単独で、建て替えということになったので、総合体育館についても、改築は単独でやらないといけない。その中で、今、飛田委員がおっしゃったように、その体育館の機能プラス、そのホール機能、スライドする座席というのが多分金額的にかなりかかるものなのかなというふうに思いますので、そういう設備が可能かどうかというのはわからないんですが、体育館の改築をする際にそういった機能を持たせるには、どんなことが考えられるかというの

	は、検討の際、とりあげる必要はあると思います。後は予算関係ですよね、金額でどれぐらいのものがあるのか、それが町の財政的に準備できるものなのか、また補助ですね、財源は起債以外の財源が見つかるかどうかという課題があるかなと思うんですが、それがクリアできれば、そのホールの設置というのも可能性がゼロではないかなと思います。ですが、正直現状では厳しいのかなというのがあります。ただ、体育館については、あれだけの規模で稼働状況が高い施設です。その中で耐震がされていないっていうのも問題ではあると思います。また、災害があった際には避難所として機能させるにはベストな所であり、そういったいろいろな視野も含めて総合体育館については計画だけは決めておいて、準備だけはしておく必要があると思います。
議長（町長）	時間の関係もありますので、以上で（２）「町の教育の現状と課題について」を終了いたします。 続きまして、議題（３）「その他」ですが、事務局より何かございますか。
事務局（総務）	事務局からですが、今回初めての試みとして、町長部局としての事業、子どもに関する事業になりますが、報告をさせていただきたいと思います。現在、建設中の福祉センターこちらは７月に開設をいたします施設内にこども家庭センターと子ども第３の居場所が設置をされますので、こちらにつきまして所管する福祉課から概要の説明をいただきたいと思います。宮島福祉課長、説明をよろしくお願いします。
事務局（福祉）	福祉課長の宮島でございます。着座にて説明させていただきます。まずその他の一番初めこども家庭センターについてでございますが、お配りしてあります資料の３枚目をご覧くださいと思います。こちらは建設中の滑川町福祉センターの間取り図になっております。７月からですね、福祉課内で機能しておりますこども家庭センターが、こちらの福祉センター、左上の方ですね、間取りが２０平米程度ですが、こちらが事務室となりまして、機能させていただくことになっております。このこども家庭センターでございますが、こちらは令和４年６月に成立した法律の児童福祉法等の一部を改正する法律によりまして、市町村はこども家庭センターの設置に努めることとされましたことによりまして、本町でも本年の４月か

ら福祉課内でこども家庭センターを機能させまして、業務を行っております。こちらは、保健センターにございました子育て世代包括支援センターと、令和6年度まで福祉課内で機能しておりました子ども家庭総合支援拠点の意義や機能を維持した上で組織を見直し統合した上でこども家庭センターとして母子保健と児童福祉の機能を一体的に相談支援を行う機関として設置をさせていただきました。今年度発足したセンターですので、まだですね、十分な機能を発揮しておりませんが今後はですね、今現在統括支援員として保健師の副課長、それから今年度から幼稚園教諭だった現場の職員、あと会計年度任用職員の小学校で教務を取られていた方で対応しております。今後様子を見ながら、不足する部分におきましては、町長と相談して、人員の補充を行っていききたいなというふうに考えております。妊娠期から出産、小・中学校の児童の相談窓口ということで様々相談ありますが、こちらで一旦相談等を受け付けまして、教育委員会や健康づくり課、福祉課等様々な関係機関と協議を行いまして、それぞれ適切な支援を行えるようにですね、支援プラン等の作成を行い、1人も見逃すことのないように、子育て支援等を行ってまいりたいと思いますので、教育委員の皆様もですね、今後ともよろしくご支援をお願いしたいと思います。

続きまして2番目の子ども第3の居場所事業についてでございますが、お配りしてあります資料2第3の居場所作りの実施要綱こちらの方を作成させていただきまして令和7年7月1日から施行をするということで挙げさせていただきたいと思います。こちらの実施主体は滑川町となっておりますが、適切に業務を行うことができると認める団体にですね、一部または全部を委託することができるということになっております。こちら去年の12月にプロポーザルを行わせていただきまして、一般社団法人あんどさんの方に業務の委託できる優先交渉が決定されておりますので、一般社団法人あんどの方と委託契約を結び、事業を行っていききたいと思います。対象者になりますが、第4条、こちら対象者というものでございます。経済状況や様々な事情から家庭環境に課題を抱えることも、2番として集団生活に関する課題を抱えるこども、その他3番として、関係機関からの情報等により支援を行うことが適切であると町長が判断したこどもとなりますので、どなたでも応募いただいて利用いただける施設ではございませんので、よろしくお願いいたしたいと思います。また2ページ目になりますけども、こちら利用時間の方はですね、平日午後2時から午後7時まで、長期休暇、土曜日つき

	ましては午前 10 時から午後 7 時までということになります。町長が必要と認めるときは、利用時間を変更することができるとありますので、1 時間程度の延長等は、こちらにおいてできるものとさせていただきます。第 8 条に利用料等がございますが基本的に利用料等は無料でございます。ただし町長が必要と適当であると認められた費用につきましては、保護者が負担するものとしております。こちら運営団体が過度に負担となるような延長等につきましては、延長料金を徴収させていただきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。またこちらは基本的に利用できるのは小学生までということになっております。こちらの要綱では、学齢期以降の児童生徒とあるんですが、基本的には小学校児童というふうに考えておりまして、兄弟等の関係で中学生も影響して利用する場合は、そちらの利用を認めていきたいと思っております。こちら初めて滑川町が実施する事業でございますので、いろいろあんどさん等と連携を密にして、安定した運営を行えるように考えております。こちらの方も教育委員さんの格別のご協力いただきながら無事に運営の方をさせていただきたいと思ひますので、今後ともご協力の方お願ひしたいと思ひます。その他についての説明は以上になりますよろしくお願ひ致します。
議長（町長）	それでは、その他ということで、こども家庭センターの第 3 の居場所について、説明がありました。皆様質問等ありましたらよろしくお願ひします。 質問等無いようなので、事務局からその他に連絡事項はありますか。
事務局（総務）	事務局からもう一点お話をさせてもらいます。令和 2 年度に策定いたしました教育大綱、こちらにつきましては、今年度末で終了という計画になっております。来年度以降の教育大綱につきまして、今年度中にもう一度総合教育会議を開催させていただき、協議していただきたいと考えております。またその他協議して事案が生じた際にも、開催の方お願ひをしたいと思っております。事務局からは以上でございます。
事務局（教委）	そちらを受けまして教育委員会の方でも、新しく作成される教育大綱、それから今作っている 6 次の総合振興計画、こちらとですね、その整合性をとりながら、今進めている第 3 期の教育振興基本計画、

議長（町長）	これを参酌した形で、第４期の教育振興基本計画を策定していきたいと思います。 以上で協議事項の全てが終了いたしました。 皆様のご協力により、スムーズな議事進行が図れましたこと、感謝申し上げます。 これにて、議長の任を降ろさせていただきます。 ご協力ありがとうございました。
事務局（総務）	大塚町長におかれましてはスムーズな議事進行大変ありがとうございました。それでは以上をもちまして、令和７年度第１回総合教育会議を終了させていただきます。本日は大変ありがとうございました。

この議事録が正確であることを証明するため、議事録署名人は次に署名する。

令和 ７年 ７月 ７日

吉野 さつき

飛田 聡彦